

件 名	愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例及び愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	税務課
根拠法令等	奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令 (令和6年3月30日公布・令和6年4月1日施行) 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令 (令和6年4月19日公布・公布日施行)

【改正の概要】

①愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例（略称　過疎）

ア 上記省令の施行に伴う適用期限の延長

令和6年3月31日まで ⇒ 令和9年3月31日まで

②愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（略称　地方）

ア 上記省令の施行に伴う適用期限の延長

令和6年3月31日まで ⇒ 令和8年3月31日まで

イ 特別措置の対象となる施設の追加

特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設を追加

（※事業税の特別措置額の算定については対象外）

施 行 日	公布の日 (①-ア・②-ア：令和6年4月1日適用、②-イ：令和6年4月19日適用)
-------	--

【その他参考事項】

○特別措置の概要 *減収額の75%は、地方交付税で措置

1 事業税・不動産取得税の課税免除（過疎・地方）*地方は移転型事業の不動産取得税のみ

(1) 対象区域 過疎過疎地域（14市町（宇和島市、八幡浜市 等））等のうち市町村計画内に産業の振興を促進する区域として定められた区域

地方認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域（県内全域）

(2) 対象業種 過疎製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等、個人で行う畜産業・水産業

地方全業種

(3) 対象設備の取得価額 過疎資本金等の額に応じ、500万円、1,000万円又は2,000万円以上
地方3,800万円以上（中小企業者の場合は、1,900万円以上）

(4) 事業税の課税免除の期間 3年間（個人で行う畜産業・水産業は、5年間）

(5) 過去5年間の適用実績 事業税 2,695万円（8件）、不動産取得税 2億2,256万円（24件）
(R1～R5)

2 事業税・不動産取得税の不均一課税（地方）*事業税は移転型事業、不動産取得税は拡充型事業のみ

(1) 対象区域 地方認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域（県内全域）

(2) 対象業種 地方全業種

(3) 対象設備の取得価額 地方3,800万円以上（中小企業者の場合は、1,900万円以上）

(4) 不均一課税の税率 ①事業税
$$\begin{array}{ll} \text{初年度} & \text{通常税率} \times 0.5 \\ \text{2年度} & " \quad 0.75 \\ \text{3年度} & " \quad 0.875 \end{array}$$
 ②不動産取得税 通常税率の1/10
$$\begin{array}{ll} \text{家屋} & 0.4\% \\ \text{その敷地である土地} & 0.3\% \end{array}$$

(5) 過去5年間の適用実績 不動産取得税2件

- ・三浦工業株（令和2年2月5日決定）
- ・東レ株（令和3年3月3日決定）